

## 県庁生活衛生課です／災害復旧補助の基礎知識

兵庫県健康福祉部生活衛生課です。

（今回は谷原が皆さまにお役に立つ情報を配信します）

今冬は大雪に伴う停電や、寒波により水道管が凍結し漏水するなどの被害が続く中、早期復旧や断水回避にご尽力いただいております、ありがとうございます。

一連の被害の中で、「災害復旧補助を活用できないか」と質問をいただくことがありました。そこで、今回は災害復旧への補助金活用についてご説明します。

▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼

今号の話題

第23号 災害復旧補助の基礎知識

▲▽▲

災害復旧費への補助メニューとしては、国庫補助である「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金」があります。

要件には厳しい部分もあり、すべての災害復旧で活用できるメニューではありませんが、留意点を以下にまとめましたので、活用できる際には積極的に検討していただければと思います。

### 1 原因災害は採択範囲に見合っているか。

「異常なる天然現象」による被害であることが査定項目の一つとな

っています。

具体的には、降雨、洪水、暴風、地震等が該当しますが、いずれも「異常な天然現象」であることを客観的な資料で説明する必要があります。

## 2 被害施設は交付要件と合致するか。

対象となる水道施設は、①取水施設、②貯水施設、③導水施設④浄水施設、⑤送水施設、⑥配水施設であり、給水管は対象外とされています。

## 3 災害復旧費の額が要綱上の基準を上回るか

復旧費は、①事業ごとの限度額と②現在給水人口×単価のいずれも上回る必要があります。

### ①限度額

上水道・用水供給：県 720 万円、市 190 万円、町 100 万円  
簡易水道：市 100 万円、町村 50 万円

### ②単価

上水道・用水供給：130 円  
簡易水道：110 円

例えば、現在給水人口 2 万人の市上水道の場合、

①190 万円、②2 万人×130 円=260 万円

となるので、復旧費は 260 万円を上回る必要があります。

以上の 3 つが災害復旧補助の大前提となります。災害復旧補助が活用できそうな場合には、被害状況の写真などの記録しておくことも大切です。応急復旧着手前には、まずは災害復旧補助が活用できそうかご検討く

ださい。

なお、災害の規模が大きい場合、別途交付要綱が制定され、補助対象が拡充された例もありますのでご注意ください。（例：平成30年7月豪雨では「平成30年7月豪雨に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」により、特例として給水管等の復旧費や、漏水調査費等も対象となりました。）

また、災害復旧補助は原形復旧が原則ですので、復旧にあわせて耐震性を向上させた場合も原形復旧分までしか補助対象となりません。

ただし、厚生労働省の令和3年度予算案では、災害復旧事業と併せて実施する災害対策事業について、1/3を支援する生活基盤施設耐震化等交付金メニューを新設するとしています。詳細がわかれば今後も情報提供させていただきますので、お見逃しのないようお願いします。

その他、ご不明な点がございましたらまずは管轄の健康福祉事務所等の担当者までご相談ください。

【参考資料】（『令和2年度水道事業実務必携』）  
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱（p.249）  
厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領（p.266）

■ □  
発行：兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課  
tel：078-362-3256  
E-mail：[seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp](mailto:seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp)  
□ ■